

政策会議資料
平成 29 年 2 月 6 日
戦略企画部企画課

事務連絡
平成 29 年 2 月 6 日

各所属長 様

戦略企画部企画課長

三重県政策アドバイザーの就任について（通知）

このことについて、下記のとおり 2 月 6 日付けで新たに三重県政策アドバイザーに就任いただくこととなりましたので、職員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

【観光】

- ・山田 桂一郎（JTIC SWISS 代表、スイス・ツェルマツト観光局
日本語インフォメーション・セールスプロモーション担当）

（参考）

- ・三重県政策アドバイザー設置要綱
- ・三重県政策アドバイザー制度実施要領

【事務担当】

戦略企画部 企画課 野呂
TEL : 059-224-2025 (PHS : 5007)
FAX : 059-224-2069
E-mail : noroc01@pref.mie.jp

三重県政策アドバイザー名簿

所属・役職は、平成29年2月6日現在

| 分野 | 氏名 | 所属・役職 |
|---------|--------|---|
| 防災・危機管理 | 河田 恵昭 | 関西大学理事・社会安全学部特別任命教授 |
| 情報発信 | 田中 里沙 | 学校法人日本教育研究団 事業構想大学院大学 学長 教授 株式会社宣伝会議 取締役 メディア・情報統括 |
| 幸福実感 | 山田 昌弘 | 中央大学文学部 教授 |
| 行財政改革 | 増田 寛也 | 前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問 |
| | 南 学 | 東洋大学経済学研究科 客員教授 |
| 福祉 | 竹中 ナミ | 社会福祉法人 プロップ・ステーション理事長 |
| | 渥美 由喜 | 株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長 |
| 少子化対策 | 松田 茂樹 | 中京大学現代社会学部 教授 |
| NPO活動 | 佐藤 大吾 | 一般財団法人ジャパングビング代表理事 |
| 地域活性化 | 藻谷 浩介 | 株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員 |
| スポーツ | 増田 明美 | スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授 |
| 一次産業 | 山本 謙治 | 株式会社グッドテーブルズ代表取締役社長 |
| 経済・産業 | 寺島 実郎 | 一般財団法人日本総合研究所 理事長 |
| 観光 | 本保 芳明 | 首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域 特任教授 |
| | 山田 桂一郎 | JTIC SWISS 代表、 スイス・ツェルマツト観光局日本語インフォメーション・セールスプロモーション担当 |
| 教育改革 | 銭谷 眞美 | 東京国立博物館 館長 |
| | 原田 隆史 | 株式会社原田教育研究所 代表取締役社長 |
| 人材育成 | 井原 慶子 | FIA国際自動車連盟アジア代表委員、 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科特任准教授 |

「三重県政策アドバイザー」 プロフィール

| 委員候補名 (※敬称略) 〔所属・役職等〕 | 主な専門分野等 | 活動内容等 |
|---|--|--|
| <p>やまだ けいいちろう 山田 桂一郎</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JTIC SWISS 代表、 スイス・ツェルマツト 観光局日本語インフォ メーション・セールス プロモーション担当</p> </div> | <p>観光分野</p> <p>■その他、想定される 活用分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・人材育成 | <p>〔その他の所属・役職〕</p> <p>観光カリスマ（内閣府・国土交通省・農林水産省認定）、内閣府 官房地域活性化伝道師、総務省地域力創造アドバイザー、内閣府 官房クールジャパン地域プロデューサー、環境省環境カウンセ ラー、北海道大学客員教授、和歌山大学教育政策アドバイザー、 奈良県立大学客員教授、日本エコツーリズム協会理事、まちづく り観光研究所主席研究員等</p> <p>〔活動内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1965年、三重県津市生まれ。1987年からスイス・ツェルマツト観 光局で日本人対応インフォメーション、セールスプロモーション を担当。1992年、JTIC SWISS（日本語インフォメーションセン ター）を設立、日本人向けに旅の相談や情報の発信を行ってい る。 ・ 「世界のトップレベルの観光ノウハウを各地に広めるカリスマ」 として、海外の観光局やNPO法人等での経験、世界各地でのプ ログラム・ツアーの実施とマーケティングの経験を活かし、日本 の各地域において、講座・セミナーの開催による「サービスクオ リティ」の向上や、「プロフェッショナル」のツアーガイドの育 成、また自立できる組織づくりや地域性を活かした商品・サービ スの開発など、各地域の観光振興に大きく貢献されている。 ・ 2011年から、三重県観光審議会委員として、三重県の観光振興に ついて提言をいただいている。 ・ 三重県政策アドバイザー（地域活性化分野、株式会社日本総合研 究所 調査部 主席研究員）の藻谷浩介氏との共著「観光立国の 正体」において、観光立国のあるべき姿等を提案されている。 |

三重県政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、県政における具体的な政策課題に関し、専門的な立場から、知事および職員に対し、個別に助言等を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、県政の各種分野に係る、高度な知識、経験等を有する方のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は4年とする。ただし、アドバイザーの再任は妨げない。

(旅費の支給)

第5条 県は、アドバイザーに対し、旅費を支給することができる。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

三重県政策アドバイザー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県政策アドバイザー設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 職員が三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に助言等を申し込む場合には、アドバイザー面談等申込書（第1号様式）により行うものとする。

(利用状況報告)

第3条 職員がアドバイザーから助言等を受けた場合は、アドバイザー利用状況報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(旅費)

第4条 アドバイザーに対し旅費を支給する場合には、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の規定を適用するものとする。

- 2 アドバイザーへの旅費については、戦略企画部企画課において予算措置を講ずるものとする。
- 3 職員がアドバイザーとの面談に出張する場合の旅費については、各部局で予算措置を講ずるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

第1号様式

三重県政策アドバイザー面談等申込書

三重県政策アドバイザー

○ ○ ○ ○ 様

部局長名

平素は、本県にご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記の者が面談等を申し込みますので、ご指導、助言、情報提供等を賜りますようお願いいたします。

記

| | | | | |
|------------------|---------------------|--|------|--|
| 所属 | | | | |
| 役職 氏名 連絡先 | | | | |
| 政策課題 (施策名) | | | | |
| ご指導等いただきたい具体的な内容 | | | | |
| 相談方法 | 面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等 | | | |
| 面談希望日 (面談の場合) | 第1希望 | | 第2希望 | |
| 備考 | | | | |

第2号様式

三重県政策アドバイザー利用状況報告書（ 月）

戦略企画部長 あて

部局長

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記のとおり利用状況を報告します。

記

| | |
|---------------|---------------------|
| 政策アドバイザー名 | |
| 相談所属 | |
| 相談方法 | 面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等 |
| 相談日 | |
| 政策課題 (施策名) | |
| 具体的な相談内容 | |
| 備考 | |

参 考

「三重県政策アドバイザー制度」運用の流れ

